

令和4年3月宇治市議会定例会

条例改正議案の新旧対照表②

(2月24日追加提出分)

政策総務課

目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第32号	宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市国民健康保険条例	1

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第16条の4 略 (基礎賦課限度額)</p> <p>第16条の5 第13条第1項又は第16条の2第1項の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第13条第1項の基礎賦課額と第16条の2第1項の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第23条において同じ。)は、<u>630,000円</u>を超えることができない。</p> <p>第16条の5の2～第16条の5の8 略 (後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第16条の5の9 第16条の5の3第1項又は第16条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第16条の5の3第1項の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第23条において同じ。)は、<u>190,000円</u>を超えることができない。</p> <p>第16条の6～第32条 略</p>	<p>第1条～第16条の4 略 (基礎賦課限度額)</p> <p>第16条の5 第13条第1項又は第16条の2第1項の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第13条第1項の基礎賦課額と第16条の2第1項の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第23条において同じ。)は、<u>650,000円</u>を超えることができない。</p> <p>第16条の5の2～第16条の5の8 略 (後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第16条の5の9 第16条の5の3第1項又は第16条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第16条の5の3第1項の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第23条において同じ。)は、<u>200,000円</u>を超えることができない。</p> <p>第16条の6～第32条 略</p>